

掛川市告示第12号

景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により、景観重要建造物に指定したので、次のとおり告示する。

令和3年2月9日

掛川市長 松井三郎

1 景観重要建造物の指定番号

第1号

2 景観重要建造物の指定年月日

令和3年2月9日

3 景観重要建造物の名称

掛川城天守

4 指定建造物

掛川城天守、石垣、塀、門

5 景観重要建造物の概要

所在地 掛川市掛川1138番地の24

所有者 掛川市

6 景観重要建造物の指定理由

地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、地域の景観形成に重要なものであるため。